

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 8 年 10 月 16 日

松江地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 松江地方検察庁 令和 8 年第 2 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 8 年 10 月 16 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和 5 年 1 月 19 日から令和 5 年 2 月 1 日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

田熊寛が氏名不詳者らと共に謀し、他人の親族等になりすまして被害者方に電話をかけ、電話の相手が被害者の息子等であり、同息子が至急現金を必要としているので、同息子の代わりに行く者に現金を渡してもらいたい旨うそを言い、さらに、同息子の代わりに行く者になりすました田熊が、被害者に対し、同息子が至急現金を必要としており、田熊が同息子のために現金を預かるものと誤信させ、現金の交付を受けてだまし取った行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 被害者の息子等になりすまして被害者方の固定電話に電話をかけ、至急現金が必要であり、代わりに行く者に現金を渡して欲しい旨うそを言う。

(2) 代わりに行く者として使用された名前等

オリエンタル工業のワタナベ、友人のタナカ、会社の上司

(3) 代わりに行く者になりすました田熊が被害者方付近まで出向き、被害者から現金を受け取る。

5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金97万5,000円

6 支給申請期間 令和8年10月16日から令和8年12月18日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 松江地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和5年11月2日

(3) 確定年月日 令和5年11月17日

(4) 被告人氏名 田熊 寛

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、財産上の不正な利益を得る目的で犯した詐欺行為により得た現金を隠匿しようと考え

ア 令和5年1月19日、金沢市のコインロッカー内に現金250万円を隠匿保管した。

イ 令和5年1月25日、愛知県一宮市のコインロッカー内に現金300万円を隠匿保管した。

ウ 令和5年2月1日、松江市の店舗トイレで、現金105万円を共犯者に手渡して隠匿した。

(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先(申請書の提出窓口)

〒690-0886 島根県松江市母衣町50番地

松江地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号 0852-32-6700(代表)

- 上記 3 の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（松江地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記 8 のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（松江地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。